

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金（以下「本補助金」という。）について、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。ただし、配偶者のない者と同様の事情にある者を含む。
- (2) 児童 債務名義取得日時時点で20歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいい、婚姻費用を含む。
- (4) 債務名義 養育費の請求権を明らかにした強制執行認諾約款付公正証書、調定調書、審判書、判決書、和解調定書等をいう。

(補助金の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとする。

補助金の名称	松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金
補助金交付の目的	本補助金は、離婚家庭等における養育費の取り決めに係る公正証書の作成等に要する経費について補助することにより、養育費の取決め及び履行確保を促進し、ひとり親家庭の経済的基盤の強化並びにこどもの健やかな成長を図ることを目的とする。
補助対象経費	養育費の取決めに要する経費のうち補助対象者が負担した次に掲げる経費とする。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）に規定する手数料等 (2) 家庭裁判所に対する調停の申し立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用（養育費及び夫婦関係調整請求に係るものに限る。） (3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用 (4) 家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便料金に係る費用 (5) その他市長が認める費用
交付の率又は金額	交付の額は、前項に定める補助対象経費の全額と 30,000 円のいずれか低い額とする。
補助事業者の範囲	<p>補助事業者は、松江市に居住し、交付申請時においてひとり親等であって、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 養育費の取決めの対象となる児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している者 (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者 (3) 養育費の取決めに係る費用を負担した者 (4) 同一の養育費の取決めに係る債務名義について、本補助金及び本補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていない者
終期	令和 9 年 3 月 31 日

（補助金の申請等）

第 4 条 本補助金の申請及び請求に係る申請書は、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 規則第 4 条第 3 項ただし書の規定により、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（本要綱の施行日

以降の日に限る。)の属する月の翌月から起算して6月目の月末日までに前項の申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 申請者及び対象児童の住民票の写し

(2) 申請者が対象児童と別居している場合は、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金別居監護申立書(様式第2号)

(3) 補助対象経費の領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という。)の写し

(4) 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査、決定及び確定並びに支払)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、申請者に対し、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付申請の取り下げ)

第6条 申請者が第4条の規定による申請の取り下げをするときは、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金取り下げ申請書(様式第5号)を提出するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第7条 規則第11条ただし書の規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、第5条第1項の通知後、速やかに補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の規定による補助金の実績報告は、第 4 条第 1 項に掲げる書類の提出をもって、これが行われたものとみなす。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、規則第 16 条の規定によるもののほか、補助金の過誤払いが発生しているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を命ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 この補助金の交付事務において知り得た事実及び申請者の個人情報の取扱いについては、その保護に十分配慮するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（あて先）松江市長

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付申請書兼請求書

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり実績に基づき関係書類を添えて申請します。

なお、同一の養育費の取決めに係る債務名義について、本補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付は受けていません。

(ふりがな) 申請者氏名		電話番号	
住 所			
(ふりがな) 対象児童の氏名		(同居・別居)	
債務名義を取得した年月日		年 月 日	
補助金の額の計算	補助対象経費の内訳	項目	金額
			円
			円
			円
			円
			円
		合計	円
補助金申請額（実績額）		円	

※対象経費の合計額と 30,000 円のいずれか少ない方

振込先口座	金融機関名							
	支店名							
	口座番号(右詰で記入)	普通						
	口座名義(カタカナ)							

※申請者本人の口座を指定してください。

添付書類	<input type="checkbox"/>	申請者及び対象児童の住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	対象児童と別居している場合は、別居監護申立書(様式第 2 号)
	<input type="checkbox"/>	補助対象経費の領収書等の写し
	<input type="checkbox"/>	養育費の取り決めについて記載された債務名義(公正証書、調停調書等)の写し
	<input type="checkbox"/>	その他()

※収集した個人情報、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金の支給事務の目的にのみ利用します。

様式第3号（第5条関係）

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 印

年 月 日付けで申請のあった松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金については、書類審査の上、下記のとおり交付を決定し、及び補助金の額を確定したので、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金
補助金の交付申請額			円
交付決定兼確定額			円
交付条件			

第 号
年 月 日

様

松江市長

印

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金については、次のとおり不交付とすることに決定したので、松江市養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱第5第2項の規定に基づき通知します。

1 不交付とした理由

年 月 日

（あて先）松江市長

住所

氏名

松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金取り下げ申請書

年 月 日付で申請した松江市養育費に関する公正証書作成等支援補助金については、松江市養育費に係る公正証書作成等支援補助金交付要綱第 6 条の規定により申請を取り下げます。

1 申請を取り下げる理由